

須坂市森林整備及び管理に関する実施方針

2022 年 12 月策定

1 趣 旨

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしている。しかし、林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障をきたしている。

2016 年の森林法等の一部改正や、森林環境（譲与）税及び森林管理制度が創設されたことから、間伐などの適切な森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の発揮に資するため、森林の機能を十分に発揮させるために必要な措置を講ずる。

2 現状と課題

須坂市の民有林の森林面積は 8,348ha で、そのうち約半分にあたる 4,578ha で森林経営計画が樹立され、森林整備や間伐の搬出が実施されてきている。しかし、それらは上流域に位置する団体有林が中心で、下流域の集落周辺に位置する森林については、上流域に比べると個人有林が多く、適切な森林管理が十分なされていない。

下流域の集落周辺の森林は、小規模所有森林や不在所有森林、境界未確定など、森林整備をするための集約化を進める上で困難な課題が多く、適切な森林施業をするための森林経営計画の樹立が見込まれる森林が多く存在している。

また、森林所有者の林業に対する関心や経営意識の低下などによる森林整備が滞る中、林業事業体は森林整備を進めるため、集約化などを行ってきたが、自助努力だけでは限界があり、行政や地域の支援が求められている。

3 基本方針

森林資源の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図るため、次のことを行う。

- (1) 下流域の集落周辺に位置する私有林の人工林を中心に意向調査事前準備を実施する。
 - ① 森林所有者の特定と意向調査の実施。
 - ② 森林の面積、状況等森林整備の基礎資料の整備。
- (2) 意向調査事前準備の情報により、林業事業体に対し森林経営計画の樹立を促し、森林経営計画に基づき森林施業を実施するよう調整を図る。
- (3) 森林経営計画による施業の実施が困難な場合は、国や県の補助金、森林環境税等を活用し、適切な森林の経営管理が行われるよう調整を図る。

4 その他

- (1) 対象私有林については、林業普及指導員や地域林業関係者の意見により随時見直す。
- (2) 意向調査事前準備の結果は森林簿等に反映し、その精度の向上に努める。